

平成 2 5 年 9 月 1 0 日

第 4 回 廿 日 市 市 議 会 議 案

( 第 3 回 定 例 会 )

廿 日 市 市



#### 第4回廿日市市議会議案目次

報告第12号	市が資本金の2分の1以上を出資等している法人の経営状況説明書について	1
報告第14号	専決処分事項の報告について	3
報告第15号	専決処分事項の報告について	5
報告第16号	専決処分事項の報告について	7
報告第17号	専決処分事項の報告について	9
議案第72号	住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例	11
議案第73号	廿日市市税条例の一部を改正する条例	15
議案第74号	廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	21
議案第80号	財産の取得について	25
議案第81号	財産の取得について	27
議案第82号	財産の取得について	29
議案第83号	財産の取得について	31
議案第84号	廿日市市公平委員会委員の選任の同意について	33
諮問第3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	35



報告第12号

市が資本金の2分の1以上を出資等している法人の経営状況  
説明書について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に  
より、市が資本金の2分の1以上を出資等している法人の経営状況説明書  
を別紙のとおり提出する。

平成25年9月10日

廿日市市長 眞野勝弘



報告第14号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成25年9月10日

廿日市市長 眞野勝弘

1 専決処分の内容 工事請負契約の変更について

平成24年議案第86号により議決を得た大野西小学校・大野中学校小中一貫教育推進校建設工事の請負契約の請負金額を次のように変更する。

「3 請負金額 1,802,850,000円」を「3 請負金額 1,807,314,600円」に改める。

2 専決処分年月日 平成25年7月29日

(参考事項)

平成24年議案第86号により議決を得た大野西小学校・大野中学校小中一貫教育推進校建設工事の請負契約については、一部設計変更により請負金額を変更する必要が生じたので、専決処分したものである。

報告第15号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成25年9月10日

廿日市市長 眞野勝弘

1 専決処分の内容 工事請負契約の変更について

平成24年議案第87号により議決を得た大野西小学校・大野中学校小中一貫教育推進校建設電気設備工事の請負契約の請負金額を次のように変更する。

「3 請負金額 237,825,000円」を「3 請負金額 234,382,050円」に改める。

2 専決処分年月日 平成25年7月29日

(参考事項)

平成24年議案第87号により議決を得た大野西小学校・大野中学校小中一貫教育推進校建設電気設備工事の請負契約については、一部設計変更により請負金額を変更する必要が生じたので、専決処分したものである。

報告第16号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成25年9月10日

廿日市市長 眞野勝弘

1 専決処分の内容 工事請負契約の変更について

平成25年議案第64号により議決を得た地御前1号幹線築造工事（その2）の請負契約の請負金額を次のように変更する。

「3 請負金額 187,110,000円」を「3 請負金額 192,542,700円」に改める。

2 専決処分年月日 平成25年7月29日

(参考事項)

平成25年議案第64号により議決を得た地御前1号幹線築造工事（その2）の請負契約については、一部設計変更により請負金額を変更する必要が生じたので、専決処分したものである。

報告第17号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、  
次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成25年9月10日

廿日市市長 眞野勝弘

- 1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて  
損害賠償額 47,250円

- 2 専決処分年月日 平成25年8月26日

(参考事項)

平成25年8月14日市職員の行為によって発生した店舗軒先破損事故に伴う損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

議案第72号

住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例案を次のように提出する。

平成25年9月10日

廿日市市長 眞野勝弘

## 住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例

(廿日市市保育園条例の一部改正)

第1条 廿日市市保育園条例（昭和63年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「廿日市市佐方1031番地」を「廿日市市城内三丁目5番16号」に改める。

(廿日市市農業委員会選挙委員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数を定める条例の一部改正)

第2条 廿日市市農業委員会選挙委員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数を定める条例（平成20年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中「城内一丁目」を「城内一丁目 城内二丁目 城内三丁目」に改める。

(廿日市市上水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 廿日市市上水道事業の設置等に関する条例（昭和42年条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表中「城内一丁目」の次に「、城内二丁目、城内三丁目」を加え、「、下平良二丁目地先埋立地」を削る。

(廿日市市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 廿日市市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和42年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「城内一丁目」の次に「、城内二丁目、城内三丁目」を加える。

### 附 則

この条例は、平成25年10月28日から施行する。ただし、第3条中廿日市市上水道事業の設置等に関する条例別表の改正規定（「、下平良二丁目地先埋立地」を削る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(提案理由)

広島圏都市計画事業廿日市駅北土地区画整理事業区域及びその区域に隣接する土地の一部において、街区方式による住居表示が実施され、これらの区域の住所の表示が変更されること及びこれらの区域の一部で土地の名称が変更されることなどに伴い、必要な規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。



議案第73号

廿日市市税条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成25年9月10日

廿日市市長 眞野勝弘

## 廿日市市税条例の一部を改正する条例

廿日市市税条例（昭和31年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第47条の2第1項中「を当該年度の」の次に「初日の属する年の」を加え、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とする。

第47条の5第1項中「当該年度の前年度において第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額」を「当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額」に改める。

附則第7条の4中「附則第19条第1項」の次に「、附則第19条の2第1項」を加える。

附則第16条の3の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第1項中「及び次項」及び「において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については、同条第1項」を「利子所得及び配当所得については、第33条第1項」に、「配当所得の金額（以下」を「利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額（以下」に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第2項中「市民税」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等

(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市民税に、「上場株式等の配当等」を「特定上場株式等の配当等」に改め、同条第3項第1号、第3号及び第4号中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第19条の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第1項中「株式等に」を「一般株式等に」に、「附則第18条第6項」を「附則第18条第5項」に改め、「当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(第33条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。)を除外して算定するものとする。」を削り、「第2項第1号」を「次項第1号」に改め、同条第2項第1号、第3号及び第4号中「株式等」を「一般株式等」に改める。

附則第19条の2を次のように改める。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の2第5項に定めるところにより計算した金額(当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。))に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得

の金額（第33条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項において準用する前条第2項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第19条第1項」とあるのは「附則第19条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」と読み替えるものとする。

附則第19条の3から第20条までを削る。

附則第20条の2第2項中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条第1項」に改め、同条を附則第20条とする。

附則第20条の3を削る。

附則第20条の4第2項中「附則第20条の4第1項」を「附則第20条の2第1項」に改め、同条第5項第1号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に改め、同項第2号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に、「附則第20条の4第4項」を「附則第20条の2第4項」に改め、同項第3号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に改め、「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加え、同項第4号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に改め、同条第6項中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に改め、同条を附則第20条の2とする。

附則第20条の5を削る。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、平成28年10月1日から施行する。ただし、附則第7条の4第1項、第16条の3及び第19条から第20条の5までの改正規定並びに次条第2項の規定は、平成29年1月1日から施行する。

### (経過措置)

第2条 改正後の廿日市市税条例（以下「新条例」という。）第47条の2及び第47条の5の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法第317条の2第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、なお従前の例による。

2 新条例附則第7条の4、第16条の3及び第19条から第20条の2までの規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法の一部が改正されたことに伴い、市民税に関する規定を改正するため、この条例案を提出するものである。

議案第74号

廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成25年9月10日

廿日市市長 眞野勝弘

廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

廿日市市国民健康保険税条例（昭和35年条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第3項（見出しを含む。）中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第6項の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項中「法附則第35条の2第6項」を「法附則第35条の2第5項」に、「株式等」を「一般株式等」に改める。

附則第7項を次のように改める。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第19条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

附則中第8項及び第9項を削り、第10項を第8項とし、第11項を削り、第12項を第9項とし、第13項を第10項とする。

附則第14項中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第15項を削る。

附則第16項中「附則第18項」を「附則第14項」に改め、同項を附

則第 12 項とする。

附則中第 17 項を第 13 項とし、第 18 項を第 14 項とする。

附則第 19 項中「附則第 21 項」を「附則第 17 項」に改め、同項を附則第 15 項とする。

附則中第 20 項を第 16 項とし、第 21 項を第 17 項とする。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の廿日市市国民健康保険税条例の規定は、平成 29 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 28 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法等の一部が改正されたことに伴い、国民健康保険税に関する規定を改正するため、この条例案を提出するものである。

議案第 80 号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 6 号）第 3 条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、市議会の議決を求める。

平成 25 年 9 月 10 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

1 財産の表示

品 名 水槽付消防ポンプ自動車

数 量 1 台

2 取得価格 39,585,000 円

3 相手方 広島市中区舟入南三丁目 13 番 3 号

株式会社 三葉ポンプ

代表取締役 長 田 豊

(提案理由)

廿日市消防署に配備する車両を取得しようとするものであるが、買い入れようとする車両の予定価格が2,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第 81 号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 6 号）第 3 条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、市議会の議決を求める。

平成 25 年 9 月 10 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

1 財産の表示

品 名 高規格救急自動車

数 量 2 台

2 取得価格 31,500,000 円

3 相手方 廿日市市桜尾本町 14 番 4 号

株式会社 タケウチ自動車

代表取締役 竹 内 利 雄

(提案理由)

甘日市消防署佐伯分署及び大野消防署に配備する車両を取得しようとするものであるが、買い入れようとする車両の予定価格が2,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第 82 号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 6 号）第 3 条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、市議会の議決を求める。

平成 25 年 9 月 10 日提出

廿日市市長 眞野勝弘

1 財産の表示

品名 高度救命処置用資機材

数量 2 組

2 取得価格 25,053,000 円

3 相手方 廿日市市桜尾本町 14 番 4 号

株式会社 タケウチ自動車

代表取締役 竹内利雄

(提案理由)

廿日市消防署佐伯分署及び大野消防署に配備する高規格救急自動車に積載する高度救命処置用資機材を取得しようとするものであるが、買い入れようとする高度救命処置用資機材の予定価格が2,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第 83 号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 6 号）第 3 条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、市議会の議決を求める。

平成 25 年 9 月 10 日提出

廿日市市長 眞野 勝 弘

1 財産の表示

品 名 小型動力ポンプ付積載車

数 量 4 台

2 取得価格 27,090,000 円

3 相手方 広島市中区本通 7 番 26 号

株式会社 クマヒラセキュリティ

代表取締役 熊 平 明 宣

(提案理由)

消防団廿日市分団及び大野分団に配備する車両を取得しようとするものであるが、買い入れようとする車両の予定価格が2,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第 84 号

廿日市市公平委員会委員の選任の同意について

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により、次の者を廿日市市公平委員会の委員に選任することについて、市議会の同意を求める。

平成 25 年 9 月 10 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

氏 名 青 木 晴 美

(提案理由)

廿日市市公平委員会の委員若宮清行が、平成25年8月2日に死亡した  
ので、その後任委員の選任について、市議会の同意を求めるものである。

諮問第3号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員に推薦することについて、市議会の意見を求める。

平成25年9月10日提出

廿日市市長 眞野 勝 弘

氏 名 山 中 攻 治

(提案理由)

人権擁護委員山中攻治の任期が、平成25年12月31日をもって満了するので、その後任委員の推薦について、市議会の意見を求めるものである。



